明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○肝炎対策基本法（九七）　四
○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（九八）　六

〔政　令〕
○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令（二七七）　七

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務一一四）　一〇
○所得税法施行規則及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務六八）　二
○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行規則（厚生労働一五三）　二

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三八五～三九一）　一四
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三九二～三九四）　二
○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令第二条第二項の医療に要した費用の額の算定方法（厚生労働四八六）　三
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境二七四～三〇一）　三
○届出事業者の氏名又は名称を変更した件（同三〇二）　三
○少数生産車の型式を承認した件（同三〇三～三〇六）　三
○承認事業者の氏名又は名称を変更した件（同三〇七）　三
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同三〇八）　三

〔公　告〕
官庁
公示送達、建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所平成二十事業年度財務諸表、独立行政法人国立美術館（平成十九・二十事業年度財務諸表）、企業年金基金清算結了・清算人退任関係　六
地方公共団体
公債償還（東京都区）、行旅死亡人、公示送達関係　二九
会社その他
会社決算公告　三〇
会社決算公告　三三

本号で公布された法令のあらまし

◇肝炎対策基本法（法律第九七号）（厚生労働省）

1　総則

(一)　目的

この法律は、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　基本理念

肝炎対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。（第二条関係）

(1)　肝炎に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、肝炎の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

(2)　何人もその居住する地域にかかわらず等しく肝炎検査を受けることができるようにすること。

(3)　肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（以下「肝炎患者等」という。）がその居住する地域にかかわらず等しく適切な肝炎医療を受けることができるようにすること。

(4)　(1)から(3)までに係る施策を実施するに当たっては、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとすること。

(三)　国の責務

国は、(二)の基本理念（(四)において「基本理念」という。）にのっとり、肝炎対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第三条関係）

(四)　地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、肝炎対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）